

岩手県告示第379号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第52条第3項の規定により、千代川正栄に対し、宝栄丸（漁船登録番号IT 3—39612）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成30年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成30年5月24日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎1階第2会議室B